令和８年度 二本松市会計年度任用職員募集案内

受 付 期 間　　随時募集

1　任用職種、任用予定人員、勤務形態及び主な職務内容

任用職種	任用予定人数	勤務形態	主な職務内容
保育士、 保育教諭 （フルタイム）	１人	週38時間45分 （フルタイム勤務）	市立保育所または認定こども園において、保育業務に従事します。

（※）３６月を超えて同一所属に任用される会計年度任用職員については、業務の都合等により、今後、年度途中の異動の対象となる可能性があります。

2　受験資格

任用職種	受験資格
保育士、 保育教諭	・保育士（保育所勤務）…保育士の資格を有する者 ・保育教諭（こども園勤務）…保育士及び幼稚園教諭の資格の両方を有する者 （年齢、性別は問いません。） ・普通自動車運転免許…ＡＴ限定可

●　なお、次のいずれかに該当する者は受験できません。

○　日本の国籍を有しない者
○　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
○　二本松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
○　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3　任用予定期間

●　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで（１年間）

※勤務成績が良好な場合に限り、令和９年４月１日以降において、再度任用する場合があります。ただし、組織及び予算編成の都合により職が廃止になるときは、再度の任用はありません。

4　試験の日時、試験場及び合格者発表

区分	日時・試験場	合格発表（※）
第１次選考	**書類選考** ※応募書類による選考（試験場への来場不要）	**随時**
第２次選考	**面接試験** **随時**（日時等は、別途通知します。）	

（※）選考の合格・不合格の発表は、受験者全員に文書で通知します。

5　試験種目及び内容

区分	試験種目	内容
第１次選考	申込書類審査	受験申込書類の審査
第２次選考	口述試験	人物についての面接による試験

注）　各試験種目にはそれぞれ合格基準があり、ひとつでも基準に達しない場合には不合格となります。したがって、総合得点が高くても不合格となる場合があります。

６　申込手続

次のいずれかの方法により、申込書類をそれぞれ提出先まで持参又は郵送してください。

◇　ハローワークを通じて申し込む場合

①　履歴書（別添又は市販の履歴書も可）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

②　保育士証、幼稚園教諭免許状等の写し

③　ハローワークから交付される紹介状

◇　市に直接申し込む場合

①　履歴書（別添又は市販の履歴書も可）に必要事項を記入し、写真を貼付したもの

②　保育士証、幼稚園教諭免許状等の写し

◇　提出先　　〒９６４－８６０１　二本松市金色４０３番地１

二本松市役所 保健福祉部 子育て支援課 幼保管理係（市役所３階）

※郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に**「会計年度任用職員選考受験申込」と朱書き**してください。

◇　受付期間　　**随時受付**

○　受付時間は、土日祝日を除く毎日午前８時３０分から午後５時１５分までです。

○　郵送の場合は、随時受け付けます。

○　受付期間前及び経過後の申込みは、一切受け付けません。また、インターネットやメールでの受付は行いませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。

７　給与等

（１）給料（報酬）月額

○　この試験に合格し、任用された場合の給料（報酬）月額は、次のとおりです。

任用職種	給料（報酬）月額
保育士、保育教諭 （フルタイム勤務）	月額２１４，１００円

○　上記の給料（報酬）月額は、給与改定により額が変わる場合があります。また、会計年度任用職員や保育士等の経験年数が考慮される場合があります。

○　任期中に昇給はしません。

（２）諸手当

通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

（３）勤務条件等

○　勤務時間は、原則として、月曜日から土曜日までの間の週５日（祝日を除く）、午前７時００分から午後７時００分までの間の７時間４５分で、シフト勤務となります。

○　休憩時間は、６０分です。

○　任用期間及び勤務日数に応じて年次有給休暇（１年目最大１０日）が付与されるほか、特別休暇（夏季休暇（有給）、子育て・家族看護休暇（無給）等）が条件に応じて取得できます。

○　勤務時間数等に応じ、福島県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険に加入します。

※会計年度任用職員は、法令等及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等への従事制限（フルタイム勤務職員に限る）、分限及び懲戒等の地方公務員法の規定の適用を受けます。

８　合格者の任用

○　合格者は、任用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が任用者を決定します。

○　任用候補者名簿に登載されても、組織及び予算編成の都合上、任用されないこともあります。

○　任用候補者名簿の有効期限は、令和８年度限りです。

この試験に関する問い合わせ先
二本松市役所 保健福祉部 子育て支援課 幼保管理係
〒９６４－８６０１　二本松市金色４０３番地１
☎０２４３－５５－５１１２（内線４２２）